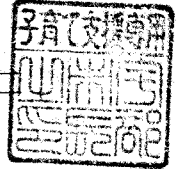


宇部市長 篠崎 圭



福祉医療費助成制度の拡充について(お知らせ)

春陽の候ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から、本市の健康福祉行政の推進につきましては、格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市における「子ども医療費助成制度」および「ひとり親家庭医療費助成制度」について、下記のとおり、令和3年8月診療分から自己負担を無料化します。

また、それに伴い受給者証記号も変更となります。(詳細は裏面を参照してください。所得制限は従来どおりです。)

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、制度拡充に伴う窓口対応の変更につきまして、御協力いただきますようお願いいたします。

記

		子ども医療 (小中学生対象)	ひとり親家庭医療
令和3年7月まで	受給者証 記号	「26」～「27」	小学校就学前 「82」～「85」 小学生以上 「32」～「35」
	自己 負担金	原則医療費の2割	1医療機関1ヶ月あたり上限額 通院500円 入院1,000円 ※小学校就学前の児童は無料 ※保険薬局は無料(院外 処方への交付に限る)
令和3年8月から	受給者証 記号	「46」～「47」	「82」～「85」
	自己 負担金	無料	

※留意事項

レセプト等の記載についてご不明な点があれば、山口県国民健康保険団体連合会
(電算課：TEL 083-925-2122) にお問い合わせください。

宇部市 子育て支援課 手当・医療係
〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号
TEL 0836-34-8332 FAX 0836-22-6051

福祉医療費(乳幼児・子ども・ひとり親家庭医療費)助成制度一覧表

(現行制度)

項目	乳幼児医療		子ども医療	ひとり親家庭医療	福祉医療費 対象外
	(県制度)	(宇部市単独制度)	(宇部市単独制度)	(県制度)	
対象者	小学校就学前児童		小学校1年生 ～中学校3年生	ひとり親家庭の母または父 及び児童 父母のいない児童	
所得制限	市町村民税所得割 (父母の合算額) 136,700円以下の世帯	市町村民税所得割 (父母の合算額) 136,700円超過の世帯	市町村民税所得割 (父母の合算額) 136,700円以下の世帯	市町村民税所得割 非課税世帯	
受給者証 記号	「72」～「75」	「76」～「77」	「26」～「27」	小学校就学前 「82」～「85」 小学生以上 「32」～「35」	
一部負担金	0歳～ 小学校就学前	無料		無料	2割
	小学校1年生 ～ 中学校3年生			通院・入院・薬局 原則医療費の2割	1医療機関1ヶ月あたり上限額 通院 500円 入院1,000円 保険薬局 無料(院外 処方)の交付に限る)
	高校1年生～				



(令和3年8月1日以降)

項目	乳幼児医療		子ども医療	ひとり親家庭医療	福祉医療費 対象外
	(県制度)	(宇部市単独制度)	(宇部市単独制度)	(県制度)	
対象者	小学校就学前児童		小学校1年生 ～中学校3年生	ひとり親家庭の母または父 及び児童 父母のいない児童	
所得制限	市町村民税所得割 (父母の合算額) 136,700円以下の世帯	市町村民税所得割 (父母の合算額) 136,700円超過の世帯	市町村民税所得割 (父母の合算額) 136,700円以下の世帯	市町村民税所得割 非課税世帯	
受給者証 記号	「72」～「75」	「76」～「77」	「46」～「47」	「82」～「85」	
一部負担金	0歳～ 小学校就学前	無料		無料	2割
	小学校1年生 ～ 中学校3年生			無料	無料
	高校1年生～				

宇部市子育て支援課
TEL (0836) 34-8332
FAX (0836) 22-6051